

電力一括購入サービス利用約款

(2024年9月1日改定)

【東京電力パワーグリッド(株)供給区域内】

株式会社ガスワン南関東

(株式会社サイサン)

電力一括購入サービス利用約款

目 次

I 総 則.....	1
第1条 適 用	1
第2条 本約款の変更	1
第3条 定 義	2
第4条 単位および端数処理.....	4
第5条 実施細目	4
II 契約の申込み	5
第6条 利用契約の申込み	5
第7条 利用契約の成立および契約期間.....	5
第8条 需要場所	5
第9条 利用契約の単位.....	6
第10条 本サービス提供の開始	6
第11条 利用の単位	7
第12条 承諾の限界	7
III 契約種別および料金	8
第13条 契約種別.....	8
第14条 ご利用料金の算出	8
第15条 従量電灯プラン	8
第16条 低圧電力プラン	11
第17条 業務用電力プラン	13
IV 料金の算定および支払い.....	16
第18条 料金の適用開始の時期	16
第19条 検針日	16
第20条 料金の算定期間.....	16
第21条 使用電力量の計量	17
第22条 料金の算定	18
第23条 日割計算.....	18
第24条 料金の支払義務および支払期日	19
第25条 料金その他の支払方法	19
第26条 延滞利息.....	20
第27条 再請求手数料.....	21
V 使用および本サービスの提供	22
第28条 適正契約の保持	22

第 29 条	需要場所への立入りによる業務の実施	22
第 30 条	電気の使用等にもなうお客さまの協力	22
第 31 条	本サービス提供の停止	24
第 32 条	本サービス提供の停止の解除	25
第 33 条	利用停止期間中の料金	25
第 34 条	違約金	25
第 35 条	本サービス提供の中止または使用の制限もしくは中止	26
第 36 条	損害賠償の免責	26
第 37 条	設備の賠償	26
VI	契約の変更および終了	28
第 38 条	利用契約の変更	28
第 39 条	名義の変更	28
第 40 条	お申し出による利用契約の終了	28
第 41 条	解約等	28
第 42 条	利用契約終了後の債権債務関係	29
第 43 条	反社会的勢力の排除について	29
VII	保 安	30
第 44 条	保安の責任	30
第 45 条	調査	30
第 46 条	調査等の委託	30
第 47 条	調査に対するお客さまの協力	30
第 48 条	保安に対するお客さまの協力	30
VIII	その他	32
第 49 条	守秘義務	32
第 50 条	管轄裁判所	32
第 51 条	協議	32
附 則		33
別 表		1

I 総 則

第1条 適 用

- (1) 当社が管理組合または建物所有者（この場合、区分所有者を除きます。）と電力供給契約を締結し、電力一括購入サービス（以下「本サービス」といいます。）の対象とした建物（以下「対象建物」といいます。）において、お客さまが第8条（需要場所）の需要場所で電気を使用する場合の料金その他の利用条件は、この「電力一括購入サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）によります。なお、当該需要場所の対象建物に係る電力供給契約（当該電力供給契約に附帯して締結された覚書等を含みます。以下「対象電力供給契約」といいます。）の規定は、本約款に優先して適用されるものとし、その他条件については、本約款が適用されるものとします。
- (2) 本約款は、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電パワー」といいます。）の供給区域である次の地域に適用いたします。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
- (3) 本サービスは対象建物ごとに一括して提供されるものであり、本サービスの利用によらずに対象建物において電気を使用することはできません。

第2条 本約款の変更

- (1) 当社は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」といいます。）の定める約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客さまの承諾をえることなく、本約款を変更することがあります。この場合、お客さまにあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法によりお知らせいたします。なお、本サービスの利用その他の利用条件につきましては変更後の本約款によります。
- (2) 本約款は、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の改定があった場合、改定後の税率が適用された内容に自動的に変更されるものといたします。
- (3) 本約款の変更にともない、変更の際の利用条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 利用条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、

当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日並びに当該変更をした事項を記載します。

- (4) (3)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、利用条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第3条 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) お客さま
対象建物における電気の利用者をいい、原則として、専有部分においては居住者、共用部分においては管理組合とします。
- (2) 低圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (3) 高圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (4) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (6) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
- (9) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (10) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルト

に換算した値といたします。

(11) 契約容量

契約上使用できる最大負荷容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(12) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(13) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(14) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(15) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(16) 力率

供給された電力のうち、有効に使用された電力の割合のことをいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(18) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(20) 供給地点

東電パワーが、小売電気事業者に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(21) 需要場所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(22) 接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が対象電力供給契約にもとづき小売電気事業者から電気の供給を受けるための当該小売電気事業者が東電パワーから受ける電気の供給をいいます。

(23) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、対象電力供給契約の相手方である小売電気事業者と東電パワーとの接続供給に係る契約をいいます。

(24) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する東電パワーの約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

第6条 利用契約の申込み

- (1) お客さまが第8条（需要場所）の需要場所において新たに本サービスの利用を希望する場合は、あらかじめ対象電力供給契約および本約款を承認のうえ、当社所定の電気の利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）を提出していただきます。なお、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、必要な項目についてお客さまからの申し出にもとづき、第15条（従量電灯プラン）から第18条（業務用電力プラン）までの規定に従い、お客さまに適用される契約種別に応じてそれぞれ決定されます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、当社の必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (2) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第7条 利用契約の成立および契約期間

- (1) 本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、お客さまに利用申込書をご提出いただき、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、利用契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって契約期間満了日の20日前までに利用契約の終了または変更がない場合は、利用契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) (2)にかかわらず対象電力供給契約が終了した場合は、対象電力供給契約における対象建物に係る本サービスの利用契約は終了いたします。なお、管理組合または建物所有者との契約期間は対象電力供給契約にて明示しております。

第8条 需要場所

需要場所は、当社が承諾した場合を除き、次によります。

- (1) 居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所といたします。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(2) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所といたします。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(3) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、住居と店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(1)に準ずるものといたします。

第9条 利用契約の単位

当社は、原則として1 需要場所について1 契約種別を適用して1 利用契約を結びます。ただし、第8条（需要場所）(2)(3)において、電灯需要と動力需要などをあわせて使用する需要については、次によります。

- (1) 1 需要場所において、契約電流、または契約容量と契約電力との合計（この場合、10アンペアまたは1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満の場合電灯需要と動力需要などをあわせて使用する需要においても、電灯需要のうち1 契約種別と低圧電力などそれぞれを1 契約として利用契約を結びます。
- (2) 1 需要場所において、契約電流、または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上の場合電灯需要のうち1 契約種別と低圧電力などあわせて1 契約として利用契約を結びます。この場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から、当社が技術上および経済上、本サービスの提供が適当と認めた場合に限りさせていただきます。また、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

第10条 本サービス提供の開始

- (1) 小売電気事業者または電力一括購入サービスを行っている事業者（以下小売電気事業者とあわせて「小売電気事業者等」といいます。）から第8条（需要場所）の需要場所で電気の供給を受けている対象建物において、本サービスを提供する場合、お客さまと小売電気事業者等との間の所定の手続き完了後、当社は、小売電気事業者等と協議し、本サービス提供準備に着手いたします。そのため、お客さまと小売電気事業者等との間の所定の手続きが完了しない場合には、本サービスの提供は開始されません。

- (2) 当社は、お客さまの利用契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ利用開始日を定め、本サービス提供の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに本サービスを提供いたします。
- (3) 当社は、天候、東電パワーの停電交渉、対象電力供給契約による供給に係る供給力の確保状況または当社の本サービス提供準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた利用開始日に本サービスを提供できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、利用開始日を定めて本サービスを提供いたします。ただし、電力供給契約締結後1年経過しても本サービス提供の見通しが立たない場合には本サービスの導入を中止することがあります。

第11条 利用の単位

当社は、当社が個別に承諾した場合を除き、東電E Pの供給の単位に準じて利用の単位を定め、本サービスを提供いたします。

第12条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、東電パワーまたは当社の供給設備の状況、料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の利用契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他やむをえない場合または、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合もしくは本約款に定める事項にご協力いただけない場合には、利用契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

第13条 契約種別

契約種別は、原則として以下の東電E Pの定める契約種別に対応した当社の定める契約種別といたします。

東電E Pの定める契約種別	当社の定める契約種別
従量電灯B	従量電灯Bプラン
従量電灯C	従量電灯Cプラン
低圧電力	低圧電力プラン
業務用電力	業務用電力プラン

第14条 ご利用料金の算出

(1) ご利用料金の算出方法

ご利用料金の算出式は次によります。

東電E P ご利用時の料金－通常割引額－付加サービス割引額 ＋再生エネルギー発電促進賦課金
--

イ 東電E P ご利用時の料金とは、第15条（従量電灯プラン）(1)ニ(2)ホ、第17条（低圧電力プラン）(5)、および第18条（業務用電力プラン）(5)に規定する料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額をいいます。

ロ 通常割引額とは、以下により算出される金額をいいます。

東電E P ご利用時の料金×割引率

なお、割引率は、対象電力供給契約書において定めます。

(2) その他

イ ご利用料金は、東電E Pにおいて料金もしくは料金体系の変更等があった場合、または当社においてサービスの提供が継続しがたい特段の事情が発生した場合等には、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更（増減）させていただきます。

ロ 東電E Pが電気供給約款および関連する規約等を改定した場合、それに準じてご利用料金を変更（増減）させていただく場合があります。

ハ 対象電力供給契約において料金その他利用条件について規定している場合には、当該契約の内容が適用されるものとし、その他の条件については本約款が適用されるものといたします。

第15条 従量電灯プラン

(1) 従量電灯Bプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約電流が60アンペア以下のお客さまに対

し適用いたします。

ロ サービス提供方式、利用電圧および周波数

サービス提供方式および利用電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、サービス提供方式および利用電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合、また、記録型電力量計に電流制限機能が付帯されている場合には、当社は電流制限器等を取り付けないことがあります。
- (ハ) ご契約直後の契約電流の設定を除き、契約電流の申出または変更された日以降 1 年に満たないで契約電流を変更することは原則としてできません。やむをえない理由により変更が必要な場合で当社が承諾した場合で、かつ変更にともない当社の電気工事が必要となる場合には、工事費負担金として15,000 円に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。以下同様といたします。）をあわせた金額を申し受けます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 69 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	321 円 42 銭
---------	------------

(2) 従量電灯Cプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であるお客さまに対し適用いたします。

ロ サービス提供方式、利用電圧および周波数

サービス提供方式および利用電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、サービス提供方式および利用電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示

されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表第5条（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表第4条（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表第6条（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第2条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第2条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円69銭

第16条 低圧電力プラン

(1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用され、契約電力が原則として50キロワット未満であるお客さまに対し適用いたします。

(2) サービス提供方式、利用電圧および周波数

サービス提供方式および利用電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、サービス提供方式および利用電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表第5条（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表第6条（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ） 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（ロ） （イ）によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ 原則として、契約主開閉器により契約電力を定めることはできません。ただし、電力供給契約を締結する以前に既にお客さまが契約主開閉器を設定し、これにより契約電力を定めている場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表第6条（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表第2条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第2条（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,081円54銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円49銭	25円92銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第17条 業務用電力プラン

(1) 適用範囲

高压で本サービスの提供を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が2,000キロワット未満であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまに

特別の事情がある場合は、当社が承諾した場合に限り契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、当社が承諾した場合に限り契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について、第15条（従量電灯プラン）(1)ハを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または第15条（従量電灯プラン）(2)ニを適用した場合の契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について、第17条（低圧電力プラン）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) サービス提供方式、利用電圧および周波数

サービス提供方式および利用電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、原則として既に小売電気事業者等と合意し締結している契約電力または同時点の直前1年間の最大需要電力実績を基準といたします。ただし、これによりがたい場合は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当社が必要と認めた場合には、最大需要電力を実測することがあります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表第3条（燃料費等調整）(1)ホによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,814 円 37 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用され

た電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	23円84銭	22円68銭

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

IV 料金の算定および支払い

第18条 料金の適用開始の時期

- (1) 料金は、本サービス利用の開始前に利用開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によってサービスの提供が開始されない場合を除き、原則として利用申込書に記載された利用開始日から適用いたします。
- (2) 利用申込書の提出がなく、または、利用申込書に記載された利用開始日より以前から本サービスの利用を開始しており、実際に本サービスの利用を開始した日の特定ができない場合には、本サービスの利用が判明した日の直前の検針日を利用開始日といたします。

第19条 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、当社があらかじめお客さまにお知らせした日（以下「検針の基準となる日」といいます。）に、各月ごとに行います。なお、検針とは、当社が設置する記録型電力量計を含むネットワークを通じた遠隔操作により、お客さまのご利用情報をデータとして収集する行為を含みます。
- (2) 当社は、やむをえない事情のある場合には、あらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。この場合、検針の基準となる日に検針を行ったものといたします。
- (3) 記録型電力量計を含むネットワークの不良により検針ができない場合は、通常電力量計同様の目視検針を行います。この場合、検針の基準となる日に検針を行ったものといたします。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

イ 本サービスの提供開始日からその直後のお客さまの属する対象建物の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災等の特別の事情のある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行わなかったときは、本サービスの提供開始直後の検針の基準となる日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、検針の基準となる日に検針を行ったものといたします。

第20条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期

間」といいます。)といたします。ただし、本サービスの提供を開始し、または利用契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、本サービスの提供を開始し、または利用契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第21条 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合並びに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（利用契約が終了した場合は、原則として終了日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本サービスの提供を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 第20条（検針日）(2)および(3)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行った日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。

ロ 第20条（検針日）(5)の場合、計量値を確認するときを除き、原則として、本サービスの提供開始日から次の検針日の前日までの使用電力量を本サービスの提供開始日から本サービスの提供開始直後の検針日の前日までの期間および本サービスの提供開始直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力といたします。

ハ 第20条（検針日）(6)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって清算いたします。

- (2) 電力量計の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものとします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により

計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) 使用電力量は、利用電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 電力量計を取り替えた場合の料金の算定期間は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合の使用電力量は、別表第10条（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 電力量計を取り付けられない特別な事情がある場合、料金の算定期間の使用電力量は、別表第10条（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当社が承諾した場合に限ります。

第22条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 本サービスの提供を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または利用契約が終了した場合

ロ 第21条（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、利用契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第23条 日割計算

- (1) 当社は、第23条（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金は、別表第11条（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第11条（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第11条（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 第23条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

第 24 条 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 検針日といたします。また、第22条（使用電力量の計量）(5)および(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 第26条（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
 - ハ 利用契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって利用契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として支払義務発生日後の日で当社が定める基準日（以下「締日」といいます。）の属する月の末日（ただし、第26条（料金その他の支払方法）(1)イの口座振替払いが選択されている場合は、その締日の属する月の翌月の口座振替日）といたしますが、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合は、検針の基準となる日に係る当社締日の属する月の末日（ただし、口座振替払いが選択されている場合は、その締日の属する月の翌月の口座振替日）といたします。
- (4) 当社がお客さまに請求する工事費負担金その他の利用契約にもとづき発生する料金以外の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

第 25 条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等についてはそのつど、次のとおり当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替払い」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ハ やむをえない事情、並びに当社側の事情により口座振替払いまたはクレジットカード払いができない場合には、当社が指定した金融機関等を通じて当社が指定した様式により払い込む方法、または集金によりお支払いただきます。その方法につきましては、当社で指定させていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき、または料金を直接当社にお支払いいただいたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) (1)にかかわらず、第20条（検針日）(6)の場合、利用開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

第26条 延滞利息

- (1) お客さまが本約款にもとづき当社に支払うべき料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を第26条（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる本約款にもとづき当社に支払うべき料金または工事費等から消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に課される消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、整数値とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

第 27 条 再請求手数料

お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、「電気利用料金等のお支払に関するお知らせ」を発行します。「電気利用料金等のお支払に関するお知らせ」の発行（お客さまが紛失して再発行する場合があります。）にともない、再請求手数料（金300円）に消費税等相当額をあわせた金額を申し受ける場合があります。ただし、料金を第26条（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされた場合は、この限りではありません。

V 使用および本サービスの提供

第 28 条 適正契約の保持

当社は、対象電力供給契約の相手方である小売電気事業者から対象電力供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの利用契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 29 条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、対象電力供給契約の相手方である小売電気事業者または東電パワーは、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの当社もしくは東電パワーの供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは東電パワーの電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 第49条（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第32条（本サービス提供の停止）、第41条（お申し出による利用契約の終了）(1)または第42条（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、利用契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは東電パワーの電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 30 条 電気の使用等にもなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは東電パワーの電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を

使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社または東電パワーの供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うものとします。お客さまが電気設備を当社または東電パワーの供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、東電パワーの託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社または東電パワーの供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

- (3) 次のいずれかに該当する場合において、当社が電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求めた場合、およびお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供を当社がお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- ハ 通信設備等を設置する場合
- ニ 需要場所の電流制限器その他の適当な装置の取付けをする場合

- (4) お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、当社または東電パワーが、無償で使用することを承諾していただきます。

- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）
- ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次のいずれかの付帯設備
 - (イ) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

- (ロ) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
 - ホ 東電パワーが記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物
- (5) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社に通知するものとします。
- (6) 電気の供給の実施にともない、当社もしくは東電パワーが施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

第31条 本サービス提供の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について本サービスの提供を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の当社または東電パワーの電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または東電パワーに重大な損害を与えた場合
 - ハ 当社に承諾なく、当社または東電パワーの電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行なった場合
 - ニ 接続供給契約にもとづき、対象電力供給契約の相手方である小売電気事業者が、東電パワーから電気の供給を停止された場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について本サービスの提供を停止することがあります。
- イ お客様が料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客様が他の利用契約（既に終了しているものを含みます。）の料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ 工事費等を当社が指定する日を更に20日経過してもなお支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について本サービスの提供を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に東電パワーまたは当社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ホ 第30条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入り

による業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

へ 第31条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ト 東電パワーの託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合

- (4) お客さまがその他本約款を含む利用契約または法令等に反した場合には、当社は、そのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。
- (5) (1)から(5)により電気の供給が停止される場合は、お客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、お客さまに必要な協力をしていただきます。
- (6) (1)から(5)により電気の供給を停止する場合、当社は、お客さまに対し、供給停止の15日前までに供給停止日を予告いたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

第32条 本サービス提供の停止の解除

- (1) 第32条（本サービス提供の停止）によって本サービスの提供を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに本サービスの提供を再開いたします。ただし、次の場合は含まれません。

イ 非常変災の場合。

ロ 平日17時から翌日10時までの夜間、および土曜日、日曜日、祭日の終日

ハ その他特別の事情がある場合。

- (2) 本サービス再開にあたり、本サービス提供の停止、および再開の手数料として3,000円に消費税等相当額を加算し、請求額とさせていただきます。

第33条 利用停止期間中の料金

第32条（本サービス提供の停止）によって本サービスの提供を停止した場合には、停止期間中の料金は請求いたしません。

第34条 違約金

- (1) お客さまが第32条（本サービス提供の停止）(3)ロからニまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた本サービスの利用条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたし

ます。

第35条 本サービス提供の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、本サービス提供時間中に本サービスの提供を中止し、またはお客さまに本サービスの利用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 法定で定められた保安点検を実施するうえで停電をとまなう作業が必要な場合
 - ロ 東電パワーが電気の供給の中止または使用の制限もしくは中止した場合
 - ハ 当社または東電パワーの電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ニ 当社または東電パワーの電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ホ 非常変災の場合
 - ヘ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、本サービス提供の中止または使用の制限もしくは中止にともなう料金の減額は行いません。

第36条 損害賠償の免責

- (1) 第36条（本サービス提供の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって本サービスの提供を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第32条（本サービス提供の停止）によって本サービスの提供を停止した場合または第42条（解約等）によって利用契約を解約した場合もしくは利用契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電、停電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第37条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または東電パワーの電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合

代替品購入に要する価格と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

第38条 利用契約の変更

お客さまが本サービスの利用契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに本サービスの利用契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、変更が軽易な内容については、口頭、電話、WEBサイト等による申込みを受け付けることがあります。なお、契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等の契約の変更を希望される場合、その契約は、変更の申し出をしていただいた日の属する月の翌月の検針日に変更されるものといたします。

第39条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本サービスの提供を受けていたお客さまの当社に対する本サービスの利用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスの利用を希望される場合は、当社所定の名義変更の手続きによることができます。

第40条 お申し出による利用契約の終了

- (1) お客さまが利用契約を終了しようとする場合は原則として、終了期日の20日前までに、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に本サービスの利用を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、お客さまに必要な協力をしていただきます。
- (2) 利用契約は、第42条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に利用契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により本サービスの利用を終了させるための処置ができない場合は、利用契約は本サービスの利用を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第41条 解約等

- (1) 第32条（本サービス提供の停止）によって本サービスの提供を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、利用契約を解約することがあります。なお、この場合には、供給契約の解約の15日前までに解約日を予告するとともに、お客さまに対して解約後無契約となった場合には電気の供給が止まることを書面で説明いたします。
- (2) お客さまが、第41条（お申し出による利用契約の終了）(1)による通知をされないで、

その需要場所から移転され、本サービスを利用されていないことが明らかな場合には、当社が本サービスの提供を終了させるための処置を行なった日に利用契約は終了するものいたします。

第 42 条 利用契約終了後の債権債務関係

利用契約期間中の料金その他の債権債務は、利用契約の終了によっては消滅いたしません。

第 43 条 反社会的勢力の排除について

- (1) お客さまは、当社に対し、利用契約時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

イ 暴力団およびその構成員または準構成員

ロ 暴力団関係企業およびその役員または従業員

ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員

ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等

- (2) 前項のほか、お客さまは、当社に対し、加入契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。

イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

Ⅶ 保 安

第 44 条 保安の責任

当社は、当社の電気工作物について、保安の責任を負います。また、東電パワーは、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（東電パワーが所有権を有さない設備を除きます。）並びに需要場所内の東電パワーの電気工作物について、保安の責任を負います。

第 45 条 調査

- (1) 当社または東電パワーは、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、その求めに応じて所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

第 46 条 調査等の委託

当社または東電パワーは、第46条（調査）の業務の全部または一部を委託することがあります。

第 47 条 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。
- (2) 当社および東電パワーは、第46条（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第 48 条 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および東電パワーに通知していただきます。

お客さまが、当社または東電パワーの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合または当社もしくはお客さま

の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または東電パワーの供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが、東電パワーおよび当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、東電パワーが保安上必要と認めるときは、その期間について、東電パワーは、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社または東電パワーの供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または東電パワーの供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときは、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、サービスの提供の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

VIII その他

第 49 条 守秘義務

本約款の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を、相手方の事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本約款に規定された義務の履行に関連して小売電気事業者および東電パワーに情報提示が必要なもの、または法令上の根拠もしくは公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務の対象外とします。

第 50 条 管轄裁判所

お客さまとの本約款に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第 1 審の専属合意管轄裁判所とします。

第 51 条 協議

本約款に定めのない事項または疑義が生じた場合については、当社とお客さまとの間で誠実に協議の上、解決するものとします。

附 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2024 年 9 月 1 日から実施いたします。

2. 料金についての経過措置

(1) 口座振替割引

イ 適用範囲

料金を 26（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、2024 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料金

各月の料金は、従量電灯、低圧電力、業務用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、低圧電力、業務用電力によって料金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

1 契約につき	55 円
---------	------

3. 電力需要の基本料金についての経過措置

(1) 低圧電力として電気の供給を受けるお客さまが 2024 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、17（低圧電力）(5)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 低圧電力

(イ) 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,138円46銭
-----------------	-----------

(ロ) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(2) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表第8条（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表第9条（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。ただし、お客さまとの合意により、当社による力率の実測によりえられた値、または当社が85パーセントを上回る力率と見なした値を用いることがあります。

4. 節電プランの終了について

この度、弊社サービスとして提供をしておりました節電プランにつきまして、諸般の事情により、2024年12月31日をもって終了となります。

なお、節電プランにつきましては、2024年12月の検針日の前日までの期間に使用される電気まで、下記のとおり適用いたします。

(1) 節電プランⅠ

イ 適用範囲

共用部分を除く専有部分のすべてのお客さまに適用いたします。従量電灯プランを通常契約とし、これに加える形で節電プランⅠを選択することができます。

ロ サービス提供方式、利用電圧および周波数

従量電灯プランに準じます。

ハ 契約電流および契約容量

従量電灯プランに準じます。

ニ 料金

毎月、30分あたりの電力使用量の基準値および上限値を当社で設定します。お客さまの電力使用量が基準値を超えない場合、もしくは超えた回数が2回以下の場合は、節電プランⅠによる割引が適用されますが、基準値を超えた回数が3回以上の場合は、割引が適用されず、通常の従量電灯プランと同額になります。ただし、上限値を1回でも超えた場合は、いずれの場合も割引が適用されず、通常の従量電灯プランと同額になります。なお、当社で設定する基準値および上限値は

毎月変動するものとし、割引額も毎月変動するものいたします。

(2) 節電プランⅡ

イ 適用範囲

共用部分を除く専有部分のすべてのお客さまに適用いたします。従量電灯プランを通常契約とし、これに加える形で節電プランⅡを選択することができます。

ロ サービス提供方式、利用電圧および周波数

従量電灯プランに準じます。

ハ 契約電流および契約容量

従量電灯プランに準じます。

ニ 料金

瞬間的な電力使用量削減の評価として、別表第7条（負荷率の算出式）により算出した毎月の負荷率を用い、当社が定めた負荷率の基準により、三段階にお客さまを評価いたします。また、全体的な電力量使用量削減の評価として、毎月の電力使用量を用い、当社が定めた電力使用量の基準により、三段階にお客さまを評価いたします。負荷率および電力使用量による両評価により当社が積極的に節電を行ったと判断したお客さまに対し、節電プランⅡによる割引が適用されます。一方、積極的に節電を行ったと判断できなかった場合は、通常の従量電灯プランと同額になります。なお、当社で設定する基準は毎月変動するものとし、割引額も毎月変動するものいたします。

別 表

第1条 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

第2条 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円以上の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

低圧で供給する場合にあつては、1キロワット時につき18銭3厘

第3条 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D＝各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨

五入いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料価格}}{1,000}$$

$$+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{(3)の基準市場価格}$$

ニ 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月 31日までの期間	毎年1月21日から4月 20日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から4月30 日までの期間	毎年2月21日から5月 20日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から5月31 日までの期間	毎年3月21日から6月 20日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から6月30 日までの期間	毎年4月21日から7月 20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から7月31 日までの期間	毎年5月21日から8月 20日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から8月31 日までの期間	毎年6月21日から9月 20日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から9月30 日までの期間	毎年7月21日から10 月20日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から10月 31日までの期間	毎年8月21日から11 月20日までの期間	翌年の1月の料金に係 る計量期間等
毎年9月1日から11月 30日までの期間	毎年9月21日から12 月20日までの期間	翌年の2月の料金に係 る計量期間等
毎年10月1日から12月 31日までの期間	毎年10月21日から翌 年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係 る計量期間等
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌 年の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係 る計量期間等

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等
---	---------------------------------	--------------------

ホ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき、15 銭 0 厘といたします。

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき、33 銭 7 厘といたします。

(4) 燃料費等調整単価等の参照

東電 E P のホームページでご確認ください。

第 4 条 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

第5条 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット×150パーセント）	管灯の定格消費電力 （ワット×125パーセント）
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット×200パーセント）	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ （ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率	低力率	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力（キロワット））は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45	—	180	
65	—	230	
100	250	350	
200	400	550	
400	600	850	
550	900	1,200	
750	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力（キロワット））
出力（馬力）×93.3パーセント
出力（キロワット）×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ イ以外の場合

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流（短時間定格電流） (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(5) その他

- イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

第6条 契約容量および契約電力の算定方法

第15条（従量電灯プラン）(2)ニ（ロ）または第17条（低圧電力プラン）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。

- (1) サービス提供方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）÷1,000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。
- (2) サービス提供方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732÷1,000

第7条 負荷率の算出式

附則2（節電プランの終了について）(2)ニの毎月の負荷率は、次により算定いたします。

（毎月の電力使用量（キロワット時）÷720（時間））÷最大需要電力（キロワット）
ただし、最大需要電力を計測する時間帯を 9 時から12時までの間と18時から21時までの間に限定します。

第8条 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \{\text{電熱器総容量}\} + 90 \text{ パーセント} \times \{\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\} + 80 \text{ パーセント} \times \{\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

第9条 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯（標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。

2 次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水銀灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出 力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キ ロ ワ ッ ト	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデ ンサ 取付容 量 (マイ クロ ファラ ッド)	50 ヘ ル ツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘ ル ツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶 接 機 最 大 入 力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取 付 容 量 (マイクロフ アラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

第 10 条 使用電力量等の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 使用電力量の協定

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量×協定の対象となる期間の日数÷前月または前年同月の料金の算定期間の日数

(ロ) 前 3 月間の使用電力量による場合

前 3 月間の使用電力量×協定の対象と期間の日数÷前 3 月間の料金の算定期間の日数

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計

した値といたします。

- ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき
$$\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量} \times \text{協定の対象となる期間の日数} \div \text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}$$
 - ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。
 - ホ 公差をこえる誤差により修正する場合
$$\text{計量電力量} \div \{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})\}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

 - (イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (2) 最大需要電力の協定
準じるものといたします。

第11条 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- イ 基本料金、最低料金、または最低月額料金を日割りする場合
$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$$

ただし、第23条（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、
$$\text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$$
は、
$$\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$
といたします。
 - ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (2) 本サービスの提供を開始し、または利用契約が終了した場合、(1)イの検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ 本サービスの提供を開始した場合
開始日の直前のそのお客様の属する対象建物の検針日から、本サービスの提供開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
 - ロ 利用契約が終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客様にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 本サービスの提供を開始し、または利用契約が終了した場合、(1)イの暦日数は、次のとおりといたします。

イ 本サービスの提供を開始した場合

そのお客さまの属する対象建物が検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 利用契約が終了した場合

そのお客さまの属する対象建物が検針の基準となる日（終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。